



令和4年10月5日  
内閣府（防災担当）

「令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が9月30日（金）に閣議決定され、本日（10月5日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 山崎、和嶋

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

(別紙)

## 「令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

### 1. 激甚災害の指定

令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害  
(※令和4年8月の前線等に伴う大雨(台風第8号の暴風雨を含む。))

### 2. 適用措置の指定

#### 【本激】

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条)  
公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。  
(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は69%→83%に嵩上げ)
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)  
農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。  
(過去5カ年の実績の平均では農地は85%→96%に嵩上げ)
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)  
農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。(通常20%→最高90%)
- ④ 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助(法第10条)  
土地改良区等が都道府県からの補助を受けて湛水排除事業を行う場合において、補助事業に要する経費の9/10を補助。
- ⑤ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(法第16条)  
公立社会教育施設の災害復旧事業に対し2/3の補助。
- ⑥ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(法第17条)  
私立学校施設の災害復旧事業に対し1/2の補助。
- ⑦ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例(法第19条)  
市町村の行う感染症予防事業(消毒等)の支弁について、都道府県が全額を負担し、国がその2/3を負担。

⑧ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

3. スケジュール

9月30日（金） 閣議決定  
10月5日（水） 公布・施行

<参考>

・激甚災害（「本激」）：当該災害の査定見込額が激甚災害指定基準に該当した場合、年度途中に指定。

政令第三百二十号

令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第三条から第六条まで、第十条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置
備考 一 上欄の豪雨とは、前線によるものをいう。	

二 上欄の暴風雨とは、令和四年台風第八号によるものをいう。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。